9．資産除去債務

⑴　資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①　当該資産除去債務の概要

深海底鉱物資源探査専用船の係留施設に係る地方公共団体の行政財産使用許可に基づく原状回復義務であります。

②　当該資産除去債務の金額の算定方法

上記の原状回復義務は、前事業年度までに、「原状復帰引当金」として見積金額の全額を計上したため、割引計算は実施しておりません。

③　当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	0円
有形固定資産の取得に伴う増加額	0円
時の経過による調整額	0円
資産除去債務の履行に伴う減少額	0円
原状復帰引当金からの振替	112,500,000円
期末残高	112,500,000円

⑵　資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

①　ＧＴＬ実証研究プラント用地の原状回復義務について

当法人は、民間企業が設立した技術研究組合と締結した「天然ガスの液体燃料化（ＧＴＬ）技術実証」に係る共同研究実施契約に基づき、ＧＴＬ実証プラントが所在する土地の賃貸借契約に基づく退去時における原状回復に係る実質的な債務を有しておりますが、当該契約において、研究期間の変更については研究組合と協議することとされており、また、研究の継続の可否についても、当法人の裁量だけでなく、研究組合等の総合的判断を考慮して実施されるものであり、その時期については現在未確定の状況であります。

このようなことから、当該債務に関連する建物の撤去及び退去の時期を決定することができず、また現時点で技術研究組合から研究の継続が不可能となった旨の通知を受けておらず、当該研究が終了する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

②　金属資源技術研究所の原状回復義務について

当法人は、金属資源技術研究所の土地について、地方公共団体と「土地の転貸借に係る借地契約」を締結しており、当該借地契約に基づく退去時の原状回復に係る債務を有しております。

当研究所は、地方公共団体が運営（金属鉱業に関する技術の研究開発、研修、交流事業）している施設の一機関として他の機関と連携して技術の研究開発事業等を行っており、当研究所の退去については、当法人の裁量だけでなく、地方公共団体等の総合的判断を考慮して実施されるものであり、その時期については現在未確定の状況であります。

このようなことから、賃借している土地にある建物の撤去及び退去の時期を決定することができないため、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

10．不要財産の国庫納付等

不要財産に係る国庫納付等については、次のとおりであります。

⑴　不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	現金及び預金（鉱害保証債務基金）	現金及び預金（運営費交付金）	現金及び預金（鶴瀬宿舎及び藤沢宿舎の譲渡収入により東寺尾宿舎、菊名宿舎及び川崎殿町宿舎を取得したことによる売買の残余資金）
⑵　不要財産となった理由	独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針（平成22年12月７日閣議決定）により平成22年度中に国庫納付するとされたため	独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針（平成22年12月７日閣議決定）により平成22年度中に国庫納付するとされたため	独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針（平成22年12月７日閣議決定）により平成22年度中に国庫納付するとされたため
⑶　国庫納付等の方法	独立行政法人通則法第46条の２第１項に基づく現物納付	独立行政法人通則法第46条の２第１項に基づく現物納付	独立行政法人通則法第46条の２第１項に基づく現物納付
⑷　譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	―	―	―
⑸　国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額	―	―	―
⑹　国庫納付等の額	288,700,000円	2,387,507,000円	261,736,904円
⑺　国庫納付等が行われた年月日	平成23年３月28日	平成23年３月28日	平成23年３月28日
⑻　減資額	288,700,000円	―	256,756,320円

⑴　不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	現金及び預金（武蔵野宿舎及び柏宿舎の譲渡収入により多摩宿河原宿舎及び池尻宿舎を取得したことによる売買の残余資金）	施設利用権（箱根研修施設に対する温泉給湯契約保証金） 帳簿価額：2,000,000円	機械装置（希少金属高効率回収システム開発補助事業で取得した設備） 帳簿価額：261,466,220円
⑵　不要財産となった理由	独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針（平成22年12月７日閣議決定）により平成22年度中に国庫納付するとされたため	独立行政法人通則法第46条の２第１項に基づき箱根研修施設の現物による国庫納付に伴い、この施設に係る温泉給湯権利を保有する必要がなくなったため。	レアメタルを含む廃小型電子・電気機器及び廃超硬工具からのレアメタル、貴金属を効率的に回収、再生するための研究開発補助事業の終了に伴い、この事業で取得した設備が不要となるため
⑶　国庫納付等の方法	独立行政法人通則法第46条の２第１項に基づく現物納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付
⑷　譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	―	2,000,000円	216,919,674円